

# 可児市立東可児中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

## I いじめの防止等の対策の基本的な方向 .....

### 1 学校いじめの防止基本方針の策定について

- (1) 基本的な方向
- (2) 基本方針の検証及び見直し

### 2 いじめ防止等の対策の基本理念

- (1) 基本理念
- (2) 基本姿勢
- (3) いじめの定義

## II いじめの防止からケアまでの具体的な内容 .....

### 1 いじめの防止にむけた学校の取組（自己有用感や自己肯定感を育む）

- (1) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (2) 情報モラル研修の実施
- (3) 一人一人が参加し活躍できる、分かる授業づくり
- (4) いじめ対策委員会の設置
- (5) いじめ防止・早期発見・ケアに関わる年間計画

### 2 いじめの早期発見に関わる学校の取組

- (1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- (2) 学校相互間の連携協力体制

### 3 学校におけるいじめへの対処

- (1) 問題解決に向けた取組
- (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対処
- (3) 重大事態への対処（調査・措置）

### 4 いじめの「解消」と当事者へのケア（見守り）

- (1) 継続的な指導
- (2) いじめの「解消」の目安
- (3) 継続的な見守り

### 5 地域や家庭との連携

### 6 保護者の役割

## I いじめ防止等の対策の基本的な方向

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第 13 条の規定に基づき、文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」「可児市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

#### (1) 基本的な方向

全ての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうる」「全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性がある」「いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる」との認識に立ち、「生徒が安心して学習その他の活動に取り組む」ことができるよう留意する。

#### (2) 基本方針の検証及び見直し

学校いじめ防止基本方針に基づいたいじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その目標の達成状況について学校評価において評価する。学校評価の結果の分析等を踏まえ、この基本方針について、検証と必要に応じた見直しを図る。

### 2 いじめ防止等の対策の基本理念

#### (1) 基本理念（可児市子どものいじめの防止に関する条例第 3 条）

- ①市、市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。
- ②子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。

#### (2) 基本姿勢（可児市いじめ防止基本方針）

- ①いじめられた子どももいじめた子どもも、そして周りにいた子どもたちも、どの子どもも未来の可能性を持つ大切な可児市の子どもです。いじめに関わったすべての子どもたちをケアし、成長を支援します。
- ②いじめがあることは誰よりも子どもたち自身が知っており、子どもたちにはいじめを止めさせる力があります。そのことを可児市中の大人が見守り、応援しているというメッセージを、子どもたちに届け続けます。
- ③いじめ問題への対応を契機として子育て環境の課題を探り、市民を含め市全体で子どもが健やかに成長する環境をつくれます。

#### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（法第 2 条）

上記の定義に即していじめに該当するかどうかを判断する。

## Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容

### 1 いじめの防止にむけた学校の取組

#### (1) いじめに向かわない態度・能力の育成

互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。

- ①生徒自らがいじめについて主体的に考え、いじめ防止を訴える活動の推進
  - ・生徒会活動を通じた、仲間を思いやり尊重する心の育成
  - ・「いじめ防止パンフレット」等を活用したいじめ防止についての理解促進
- ②「特別の教科 道徳」を要とする教育活動全体を通じた道徳教育の推進
  - ・いじめを題材とした道徳授業の実施と人権標語の作成
  - ・生徒が互いのよさを見付けて掲示し、互いに尊重しあう関係づくりを推進
- ③本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進
  - ・地域行事やボランティア活動への参加促進
  - ・校区の小学校との「執行部交流」と「合同あいさつ運動」の実施
- ④人権感覚、人権に対する意識を高める「ひびきあい活動」の充実
  - ・生徒が自分たちの取組を交流し合う「人権（いじめ防止）集会」の実施
  - ・人権をテーマとした講演会の実施
- ⑤心理教育からの認知や表現力の育成
  - ・「よりよい認知をはぐくむ心理教育プログラム」の実施
  - ・生徒が「どのような行為がいじめにつながるのか」を考え話し合う活動の実施
- ⑥SOSの出し方に関する教育の実施
  - ・SOSの出し方教室をスクールカウンセラーや市役所職員を活用して実施
  - ・日常生活の中で、SOSの出し方教室で学んだことがどれだけ活用できているかを確認する場の設定

#### (2) 情報モラル研修の実施

インターネット、携帯電話及びスマートフォン等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処する態度を養う。

- ①生徒に対する情報モラル講座の実施
- ②保護者に対する情報モラル講座の実施
- ③教職員に対する情報モラルの校内研修の実施
- ④ネットトラブルへの対処法と学校の方針、家庭の役割を明記した資料の配付

#### (3) 一人一人が参加し活躍できる、分かる授業づくり

授業が分からないことがストレスとならないよう、分かる授業づくりをする。

- ①何を学ぶのか明確になる「課題」を明示する。
- ②どのように学ぶのか見通しをもち主体的に学ぶ「学習過程」を工夫する。
- ③学習の成果を生徒自らが明確にする「自己評価」の時間を設定する。

#### (4) いじめ対策委員会の設置

法第22条に則り、いじめの防止等の対策のための組織として設置する。

- ①いじめ対策委員会のメンバー
  - ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・教育相談担当 ・養護教諭

・特別支援主任 ・各学年主任 ・当該生徒の担任 ・スクールカウンセラー

※緊急に委員会の開催が必要な場合は、スクールカウンセラーにおいては、委員会の前後に、助言を得ることで、委員会への出席に替えることがある。

※必要に応じて、関係する学級担任、関係する部活動顧問を加える。また、ソーシャルスクールワーカー、弁護士、市教育委員会担当者の助言を得る。

②いじめ対策委員会の役割

- ア 基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- イ 基本方針についての教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 基本方針についての生徒や保護者・地域への情報発信と啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応（対応者の決定、職員間の共有情報）
- キ 重大事態への対応
- ク 必要に応じた「暴力行為等防止支援員」の派遣申請

※「暴力行為等防止支援員」から、暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、生徒や保護者への対応等について助言を得る。

(5) いじめ防止・早期発見・ケアに関わる年間計画

		いじめの防止に関わる取組		早期発見・ケア	
月	生徒の活動	職員		アンケート 教育相談	保護者
4	学級開き 学級組織づくり	あいさつ運動・小中合同あいさつ運動	いじめ対策委員会 校内研修(学級経営)	生活アンケート	
5	生徒総会 修学旅行 地域ボランティア		校内研修(いじめ) QU研修会	QUアンケート 教育相談期間	
6	体育大会 宿泊研修・校外研修 情報モラル講座 さくらサミット		生徒指導事例研修 校内研修(情報)	生活アンケート	
7	命の教育講座 SOSの出し方講座 生徒集会		校内研修(道徳)	三者懇談	三者懇談
8 ・ 9	地域ボランティア		いじめ対策委員会 生徒指導事例研修	生活アンケート	
10	生徒総会		校内研修(学級経営) QU研修会	QUアンケート 教育相談	情報モラル講座
11	地域ボランティア ひびきあい活動 三者懇談		生徒指導事例研修	三者懇談	三者懇談
12	円創会 人権集会		QU研修会	生活アンケート	

	さくらサミット			
1	地域ボランティア		校内研修(評価) いじめ対策委員会	三者懇談(希望) 学校評価 三者懇談(希望)
2	文化継承会		次年度の計画作成	生活アンケート
3	学級解散式		次年度の計画作成	

※ 主に早期発見・ケアの点では、上記以外に、適宜二者懇談を実施する。

※ 主にいじめの未然防止の点では、学年もしくは学級SSTを継続的に実施する。

## 2 いじめの早期発見に関わる学校の取組

### (1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備

#### ①いじめを早期発見するための教職員研修

- ・些細な兆候に対してもいじめの疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく早い段階からいじめを積極的に認知、通報するための研修の実施。
- ・県教育委員会の教師向け指導資料やチェックリストの活用。
- ・スクリーニングやケースカンファレンス等による組織的な判断・対応を実施する経験を積み重ね、教職員が実践を通して学ぶ場の設定。
- ・Q-U研修会を通して、アンケート結果から生徒の困り感を察知したり、支援の在り方について学んだりする。

※令和4年度より、一人一台端末を活用したWEBQ-Uにより、教職員がアンケート結果をすぐに確認し、生徒をトリアージして迅速に対応できるようにする。

#### ②日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築

- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう生徒の様子を観察。
- ・生徒の情報交流及び情報共有。
- ・いじめを受けたり見たりした生徒が教職員にそのことを訴えることは、当該生徒の権利を守るためにとっても大切なことであり、その訴えに対して教職員が全力で対応することを生徒に周知する。

#### ③アンケート等による定期的な調査

- ・QUアンケート、生活アンケート等の実施。
- ・不登校調査からいじめの有無の確認。

※ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は、指導要録との並びで5年とする。

#### ④教育相談の実施

- ・全校生徒が担任、関係職員(スクールカウンセラー、教育相談担当)等と相談する時間と場の確保。

#### ⑤情報収集の工夫

- ・生活記録ノート、学級執行部ノート等による情報収集。
- ・原則として毎週行う職員打合せでの生徒の情報交流。

#### ⑥いじめの実態把握、取組状況の把握

- ・生徒指導主事を中心として、いじめの事案について具体的な事実を把握。
- ・学期ごとの問題行動調査による報告により、教育委員会と情報共有。

※本人が否定したり、けんかやふざけ合いであったりしても、背後にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、特定職員のみでなく、「いじめ対策委員会」でいじめに該当するか否かを判断する。

#### ⑦特にいじめが把握しづらい場面の対応

- ・部活動では、担当する教職員が部員間の人間関係を常に把握し、特定の生徒が疎外されていることはないかを複数の教職員が目視で観察。

### (2) 学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童生徒又はいじめを行った児童生徒が当校に在籍していない場合であっても、学校が関係する児童生徒または保護者に対する指導・助言を適切に行うことができるように、学校相互間の連携協力体制を整備する。

#### ①校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有

#### ②生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有

ア 市教育委員会との連携で、学校間の情報の交流・把握

イ 幼小中高生徒指導連絡協議会で、県立・私立校も含めた情報の交流・把握

#### ③いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

### 3 学校におけるいじめへの対処

#### (1) 問題の解決に向けた取組

##### ①組織的対応 「いじめ対策委員会」の開催

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、最優先課題として必ず24時間以内に「いじめ対策委員会」にいじめに係る情報を報告する。情報提供があった場合、その都度「いじめ対策委員会」を開く。

いじめ対策委員会は、問題の解決に向けて、以下の②～④について組織的な対応ができるよう協議する。

##### ②解決に向けた生徒への支援

いじめられた生徒に対しては、事実関係を聴取する。いじめられた生徒の安全安心を確保するとともに、生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作り、できる限り不安を除去する。

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめの有無を確認する。いじめが確認された場合には、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導し、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた生徒の継続的な支援にあたる。

なお、事実関係の調査の結果、いじめの事実が明確でない場合においても、いじめを受けた（あるいは目撃した）と訴える生徒がいる限り、何らかの人間関係上の問題が生じていると考えられるため、関係する生徒たちの間に必要な調整を行う。

##### ③保護者への適切な説明と支援

事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を進める。

④学級、部活動、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

⑤外部機関の積極的な活用

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉、医療等の専門的な知識を有する者と早期に連携し、多面的な見方による対応ができるようにする。

事案の背景にある生徒の困り感や顕在化していない特性、特徴などを理解していくためにも、事実確認と並行して心理的支援ができるよう専門家に相談したり、情報共有による対応方針を判断したりする。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大防止のため、直ちに削除の措置を取る。その際、状況に応じて法務局や所轄警察署に協力を求める。

早期発見のために、県のネットパトロールを活用する。また、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。

(3) 重大事態への対処（調査・措置）

いじめの重大事案については、国・県の基本方針、「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）その他の指針に基づき適切に対処する。

①重大事態の定義（法第28条第1項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イの「相当の期間」とは年間30日の欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の判断により、迅速に事実確認、基本調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で重大事態が発生したものとして、基本調査・報告を行う。

②重大事態の発生確認・報告・情報共有

学校は、重大事態に至る可能性がある場合「いじめ対策委員会」を中心に、直ちに事実関係の確認、情報収集を行い、現状や対応状況等について、教育委員会へ報告（第一報）する。

教育委員会は、学校からのいじめに関する報告や、毎月報告される「いじめ事案

報告書」における案件、保護者等からの相談内容などについて、重大事案が発生したと認める場合（生じた疑いがある場合も含む。）、学校からの各種情報や、いじめ防止専門委員会、子育て支援課その他関係部署と共有した情報に基づき、市長に報告する。報告内容は、発生した事実（5W1Hのポイントで）、当事者である生徒の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた児童生徒及び他の在校生の状況等である。

### ③重大事態の調査主体とその目的

重大事案に関わる調査は、教育委員会が主体となって行うものとする。

重大事態の調査の目的は、この重大事態に適切に対処するためであり、同種の事態の再発防止に活かすためである。

### ④学校及び市教育委員会の対処

ア 学校はいじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、いじめた生徒に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要に応じて、いじめを受けた生徒との分離を図る。

イ 教育委員会は、附属機関である「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）に諮問し、調査委員会は重大事態にかかる事実関係を明確にするために、調査、審査、審議若しくは関係者との調整又は再発防止にかかる提言（以下「調査等」という。）を行う。

その際、教育委員会及び、調査委員会は重大事態の事案に応じ、適切な調査方法、内容等について協議し、調査委員会が決定する。

a 委員（任期2年）全員による調査

b 臨時委員（重大事態が複数発生した場合やより適した人物による調査が必要な場合など、上記委員とは別に事案ごとに3人以内で教育委員会が委嘱する委員をいう。）を加えて行う調査

c 指名委員（重大事態の内容、児童生徒の現況等を勘案し適当と認めるときに、調査委員会が委員のうちから指名する者をいう。）による調査

ウ 教育委員会又は調査委員会は、調査の実施前にいじめられた児童生徒、その保護者及びいじめた児童生徒、その保護者に対し、次の事項について説明する。この場合における説明の主体者は、重大事態の事案に応じ教育委員会と調査委員会が協議し判断する。

a 調査の目的・目標

b 調査主体（組織構成、人選）

c 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

d 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）

e 調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

f 調査方法（アンケート調査・聴き取りの方法、手順）

g 調査結果の提供（被害・加害側に対する提供、個人情報保護に照らした調査票原本の扱い等）

エ 学校は、調査委員会に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を行う。

オ 調査委員会は、調査等の進捗状況、結果について遅滞なく教育委員会に報告する。

カ 教育委員会は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになっ



た事実関係（判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組、見通し等）について、適時・適切な方法で報告、説明する。その際、いじめた児童生徒及びその保護者への情報提供に係る方針についても改めて確認し、それに基づき加害者側に情報提供を行う。

キ 教育委員会は、調査等の結果について適宜市長に報告する。

ク 学校は、調査委員会の調査等の結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童生徒への支援・指導を行うとともに、再発防止のための措置を行う。

ケ 教育委員会は、自らの権限及び責任において、調査委員会の調査等に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

#### 4 いじめの「解消」と当事者のケア（見守り）

一旦いじめ行為が止まり収まったと判断した場合でも、再発したり新たないじめが起こったりする場合があるので、当事者の生徒のケア（見守り）を継続的に行う。

##### （1）継続的な指導

いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考える。生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、外部専門家による支援等の協力を得る。再発を防ぐよう、場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行う。

##### （2）いじめの「解消」の目安

###### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

###### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点においては、被害生徒本人及びその保護者に対し、いじめにより心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

##### （3）継続的な見守り

「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることをふまえて、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察し、折に触れて必要な指導・支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら見届ける。また、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を継続する。

#### 5 地域や家庭との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (2) 学校評議員会において、学校いじめ防止基本方針に基づいたいじめの防止等のための取組について意見聴取を行い、地域と連携した対策を推進する。

## 6 保護者の役割

学校は、法9条に則り、PTAと連携し、保護者に対して以下のような役割を果たすよう働きかけを行う。

- (1) 日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- (2) いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- (3) いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断しない。同時に、子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気を持つことや、学校に相談することなどを助言するように努める。
- (4) いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声かけるように努めるとともに、学校への情報提供をするように心がける。
- (5) 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスだと捉え、被害生徒とその保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心がける。
- (6) 子どもがいじめを受けた場合は、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- (7) 日頃から、スマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭での約束作りに努める。